

こども誰でも通園制度

【制度創設について（こども未来戦略一部抜粋）】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度

令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施される

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）制度概要・意義

乳児等通園支援事業の実施内容は次のとおり。

【利用者の視点】

- 対象者：保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所等に通っていない
0 歳 6 か月児～2 歳児（満 3 歳児は対象外）
- 利用時間：上限月 10 時間
- 保護者負担額：300円程度／人／時間）
- 利用調整：施設と利用者の私的契約

【事業者の視点】

- 実施施設：保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等(居宅訪問型を除く)、幼稚園、地域子育て支援拠点等
(余裕活用型は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等(居宅訪問型を除く))
- 給付金額：利用乳幼児の年齢に応じた補助単価に利用時間等により算出される額を給付（令和7年12月国提示予定）
- 配置基準：①設備基準：0・1歳児：ほふく室3.3㎡、乳児室1.65㎡ 2歳児：1.98㎡
②資格：保育士又は乳児等通園支援研修修了者を2人以上配置（1/2保育士）
③配置基準：0歳児3:1、1・2歳児6:1
- 利用枠の設定：事業者において利用枠の設定を行い、利用乳幼児を受入れ（曜日・時間限定も可）

提供内容・利用方法

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」で規定されている事業区分（実施方式）は次のとおりであり、また、各事業者が実情にあった利用方法を選択し、組み合わせて実施ことができます。

【実施方法】 ●一般型（在園児と合同） …専任職員を配置し、在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法
（専用室独立実施）…専任職員を配置し、専用室で預かる方法

- 余裕活用型…既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法※預かれる人数は配置基準内

【利用方法】 ●定期利用…利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法
●自由利用…利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

事業者の認可・確認

本市では、令和7年7月からの実施を予定しており、12月議会において「設備及び運営に関する基準を定める条例」を上程する予定です。条例に定める基準に基づき、事業者の『認可』を行い、認可を受けた事業者は、公定価格に基づく給付を受けるための『確認』を受け、事業を開始することとなります。

令和7年度スケジュール（予定）

